

令和 7 年 3 月 24 日

保護者等の皆様

滋賀県立水口高等学校
校 長 関 司 裕 子

「滋賀・体験の日」について

陽春の候 保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、令和7年度は「大阪・関西万博」および「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」が開催されます。

「大阪・関西万博」および「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」は、いずれも、滋賀の子どもたちにとって得難い貴重な学びの場となると考えられることから、滋賀県では、子どもたちがより参加しやすくなるよう、「滋賀・体験の日」を設けました。

つきましては、本校における取得可能期間、申請の方法、「滋賀・体験の日」を取得できない日（期間）を下記のとおり定めましたので、本校の Web ページに掲載しております「県立高校生・保護者用リーフレット（県教育委員会作成）」とあわせてご確認くださいませようお願いします。

記

1 取得可能期間

令和7年4月21日（月）～令和7年10月27日（月） ※ただし、5月以降の方が望ましい。

「大阪・関西万博」、「国民スポーツ大会(国スポ)」、「全国障害者スポーツ大会(障スポ)」に参加する場合について、1日単位で年間最大3日まで取得可能です。

2 申請の方法

本校所定の用紙により、取得予定日の1週間前までに申請してください。保護者署名（自署）が必要です。

※申請書は本校 Web ページに掲載されています。印刷してご利用ください。

3 本校の「滋賀・体験の日」を取得できない日（期間）

- ・ 式典（始業式、終業式）
- ・ 学校行事等（開校記念校外学習、体育祭・文化祭（準備期間も取得は望ましくない）、各学年の行事 等）
- ・ 考査関係（課題考査、定期考査、考査前1週間、テスト返し、成績不振者補習 等）
- ・ 保健関係（内科検診、歯科検診）
- ・ 三者懇談期間

※詳細は「月間予定」（本校 Web ページにも掲載）を確認してください。

月間行事予定の「滋賀・体験の日」の欄に「×」が記入してある日は取得不可です。なお、取得不可の日は、行事の追加等で変更する場合があります。

4 その他

- ・ 生徒のみでの参加も可とし、「滋賀・体験の日」を取得した場合は、「出席停止・忌引き等」の扱いとします。また、「滋賀・体験の日」取得中の安全管理等については、生徒および保護者等の責任の下で行ってください。
- ・ 「滋賀・体験の日」を取得した場合、受けられなくなる授業の内容については、生徒が自学自習で対応するものとし、補習などは行いません。
- ・ 「滋賀・体験の日」を不正利用した場合は、指導対象となります。

担 当：教務課 田邊（TEL：0748-62-4104）

※1日ごとに提出【参加日の1週間前までに提出】

「滋賀・体験の日」取得申請書

1. 申請者： 年 組 番 氏名

2. 「滋賀・体験の日」取得申請は

【 】初めて 【 】2回目 【 】3回目

3. 参加行事（該当行事に○をする）

【 】「大阪・関西万博」

【 】「国民スポーツ大会(国スポ)」

【 】「全国障害者スポーツ大会(障スポ)」

4. 参加日時： 月 日（ ）

5. 場所（国スポ・障スポに参加する場合のみ記入）

競技名： 会場名：

6. 学習の目的(どのようなことを学びたいか) または 参加理由

7. 保護者等承諾

私は、上記申請者が「滋賀・体験の日」を取得することを承諾します。また、「滋賀・体験の日」を取得中の安全管理等については、生徒・保護者等の責任の下で行います。

令和7年 月 日 保護者等氏名 (自署)

【申請者→担任→「報告書」とともに担任が教務課へ提出】

.....切り取り.....

※参加当日、携帯しておくこと

「滋賀・体験の日」申請承認証

年 組 番 氏名 さんの 月 日()分

の申請を承認します。

令和7年 月 日 滋賀県立水口高等学校長 真鍋 健

【担任が切り取り、承認証を申請者へ】

※1日ごとに提出【参加後の1週間以内に提出】

「滋賀・体験の日」報告書

1. 報告者： _____ 年 _____ 組 _____ 番 氏名

2. 参加行事（該当行事に○をする）

【 】「大阪・関西万博」

【 】「国民スポーツ大会(国スポ)」

【 】「全国障害者スポーツ大会(障スポ)」

3. 参加日時： _____ 月 _____ 日（ ） : ~ :

4. 場所（国スポ・障スポに参加する場合のみ記入）

競技名： _____ 会場名： _____

5. 活動内容

●活動内容報告（見学した内容、試合内容や結果等を記入）

●学んだこと・感想 ※最後の行まで記入すること

【報告者→担任→「取得申請書(上部)」とともに担任が教務課へ提出】

教務課受理： _____ 月 _____ 日

教務課
印

しが たいけん ひ 滋賀・体験の日

れいわ おんど おおさか かんさいばんぱく かがや こく しょう
令和7年度は「大阪・関西万博」および「わた SHIGA 輝く国スポ・障 スポ」
かいさい
が開催されます。

おおさか かんさいばんぱく せかい さまざま ぶんか ちけん ぎじゆつ ふ きちよう
「大阪・関西万博」は、世界の様々な文化や知見、技術に触れる貴重な
きかい
機会であり、また「わた SHIGA 輝く国スポ・障 スポ」は、県民皆がより一層
みちか たの など きたい ねん
身近にスポーツを楽しむこと等につながることを期待して 44年ぶりに
しがけん かいさい
滋賀県で開催されます。

じぎよう せっきよくてき たいけん
これらの事業を、積極的に体験してみませんか？

れいわ おん がつ
令和7年2月

しが けんきょういくいんかい
滋賀県教育委員会

「滋賀・体験の白」とは

「滋賀・体験の白」とは、生徒が「大阪・関西万博」または「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」の会場に行き見学（観戦）することを企画し、実行することができる白です。

「滋賀・体験の白」を取得して「大阪・関西万博」「国スポ」「障スポ」に参加する場合は、「出席停止・忌引き等」と同じ扱いとし、平日に参加する場合でも欠席とはなりません。「滋賀・体験の白」は、1日単位で年間最大3日まで取ることができます。

「滋賀・体験の白」届け出の流れ



1 計画を立てる

・「滋賀・体験の白」の計画を立てる。

2 届け出る

・学校から示された方法で、学校に届け出る。→ 学校が承認。

3 滋賀・体験の日

・生徒が、「大阪・関西万博」、「国スポ」、「障スポ」いずれかを見学・観戦する。

4 振り返る

・見学・観戦することで、学んだことについて報告書を作成し、学校に提出する。

ご留意いただきたいこと

- 年に3日まで取ることができます。生徒のみでの参加もできることとします。また、「滋賀・体験の白」取得中の安全管理等については、生徒および保護者等の責任の下で行ってください。
- 「滋賀・体験の白」を取ることで受けられなくなる授業内容の補習は、ありません。
- 事前（原則1週間前まで）に学校へ届け出る必要があります。
- 届け出た内容と異なる活動をした場合には、欠席扱いとなります。
- 振り返りの報告書が提出されない場合には、欠席扱いとなります。
- 学校によっては、行事などの教育活動のため、「滋賀・体験の白」を取ることができない日がありますので、各学校のルールを確認してください。
- 定時制課程の生徒が、「滋賀・体験の白」を取得する場合、給食の扱いについては、その生徒が在籍する学校の出席停止・忌引き時の扱いに準じます。



Q&A

Q1 滋賀県は、どうして「滋賀・体験の日」を作ったのですか。

A1 令和7年度には、「大阪・関西万博」および「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」が開催されます。「大阪・関西万博」は、世界の様々な文化や知見、技術に触れる貴重な機会であり、また本県で開催される「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」は、県民皆がより一層身近にスポーツを楽しむこと等につながることを期待されます。いずれの事業も、滋賀の子どもたちにとって得難い貴重な学びの場となると考えられることから、子どもたちがより参加しやすくなるように作られました。

Q2 「滋賀・体験の日」を連続して取ることは可能ですか。

A2 連続して取ることは可能です。

Q3 「滋賀・体験の日」を半日単位や1時間単位で取ることは可能ですか。

A3 「滋賀・体験の日」は1日単位での取得となりますので、半日単位や1時間単位で取ることはできません。

<お問い合わせ先/情報>

■ 制度全般に関すること

滋賀県教育委員会事務局

高校教育課 077-528-4575

■ 届け出等に関すること

各学校にお問い合わせください。

滋賀・体験の日

令和7年度は「大阪・関西万博」および「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」が開催されます。

「大阪・関西万博」は、世界の様々な文化や知見、技術に触れる貴重な機会であり、また「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」は、県民皆がより一層身近にスポーツを楽しむこと等につながることを期待して44年ぶりに滋賀県で開催されます。

これらの事業を、積極的に体験してみませんか？

令和7年2月
滋賀県教育委員会

「滋賀・体験の日」とは

「滋賀・体験の日」とは、生徒が「大阪・関西万博」または「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」の会場に行って見学（観戦）することを企画し、実行することができる日です。

「滋賀・体験の日」を取得して「大阪・関西万博」「国スポ」「障スポ」に参加する場合は、「出席停止・忌引き等」と同じ扱いとし、平日に参加する場合でも欠席とはなりません。「滋賀・体験の日」は、1日単位で年間最大3日まで取ることができます。

「滋賀・体験の日」届け出の流れ



1 計画を立てる

- ・「滋賀・体験の日」の計画を立てる。

2 届け出る

- ・学校から示された方法で、学校に届け出る。→ 学校が承認。

3 滋賀・体験の日

- ・生徒が、「大阪・関西万博」、「国スポ」、「障スポ」いずれかを見学・観戦する。

4 振り返る

- ・見学・観戦することで、学んだことについて報告書を作成し、学校に提出する。

ご留意いただきたいこと

- 年に3日まで取ることができます。生徒のみでの参加もできることとします。また、「滋賀・体験の日」取得中の安全管理等については、生徒および保護者等の責任の下で行ってください。
- 「滋賀・体験の日」を取ることで受けられなくなる授業内容の補習は、ありません。
- 事前（原則1週間前まで）に学校へ届け出る必要があります。
- 届け出た内容と異なる活動をした場合には、欠席扱いとなります。
- 振り返りの報告書が提出されない場合には、欠席扱いとなります。
- 学校によっては、行事などの教育活動のため、「滋賀・体験の日」を取ることができない日がありますので、各学校のルールを確認してください。
- 定時制課程の生徒が、「滋賀・体験の日」を取得する場合、給食の扱いについては、その生徒が在籍する学校の出席停止・忌引き時の扱いに準じます。



Q&A

Q1 滋賀県は、どうして「滋賀・体験の日」を作ったのですか。

A1 令和7年度には、「大阪・関西万博」および「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」が開催されます。「大阪・関西万博」は、世界の様々な文化や知見、技術に触れる貴重な機会であり、また本県で開催される「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」は、県民皆がより一層身近にスポーツを楽しむこと等につながることを期待されます。いずれの事業も、滋賀の子どもたちにとって得難い貴重な学びの場となると考えられることから、子どもたちがより参加しやすくなるように作られました。

Q2 「滋賀・体験の日」を連続して取ることは可能ですか。

A2 連続して取ることは可能です。

Q3 「滋賀・体験の日」を半日単位や1時間単位で取ることは可能ですか。

A3 「滋賀・体験の日」は1日単位での取得となりますので、半日単位や1時間単位で取ることはできません。

<お問い合わせ先/情報>

■ 制度全般に関すること

滋賀県教育委員会事務局 高校教育課 077-528-4575

■ 届け出等に関すること

各学校にお問い合わせください。